

区活動マニュアル

令和6年4月

菰野町区長会

目 次

1. はじめに	1
2. 区長会について	2
3. 災害時の活動について	3
4. 区と行政との協働について	8
5. 区やその他団体への補助金について	12
6. 相談窓口一覧	18
7. 関係施設等連絡先一覧	21
8. 菰野町区長会規約	24
9. 区の認定と区長を設置する規則	26

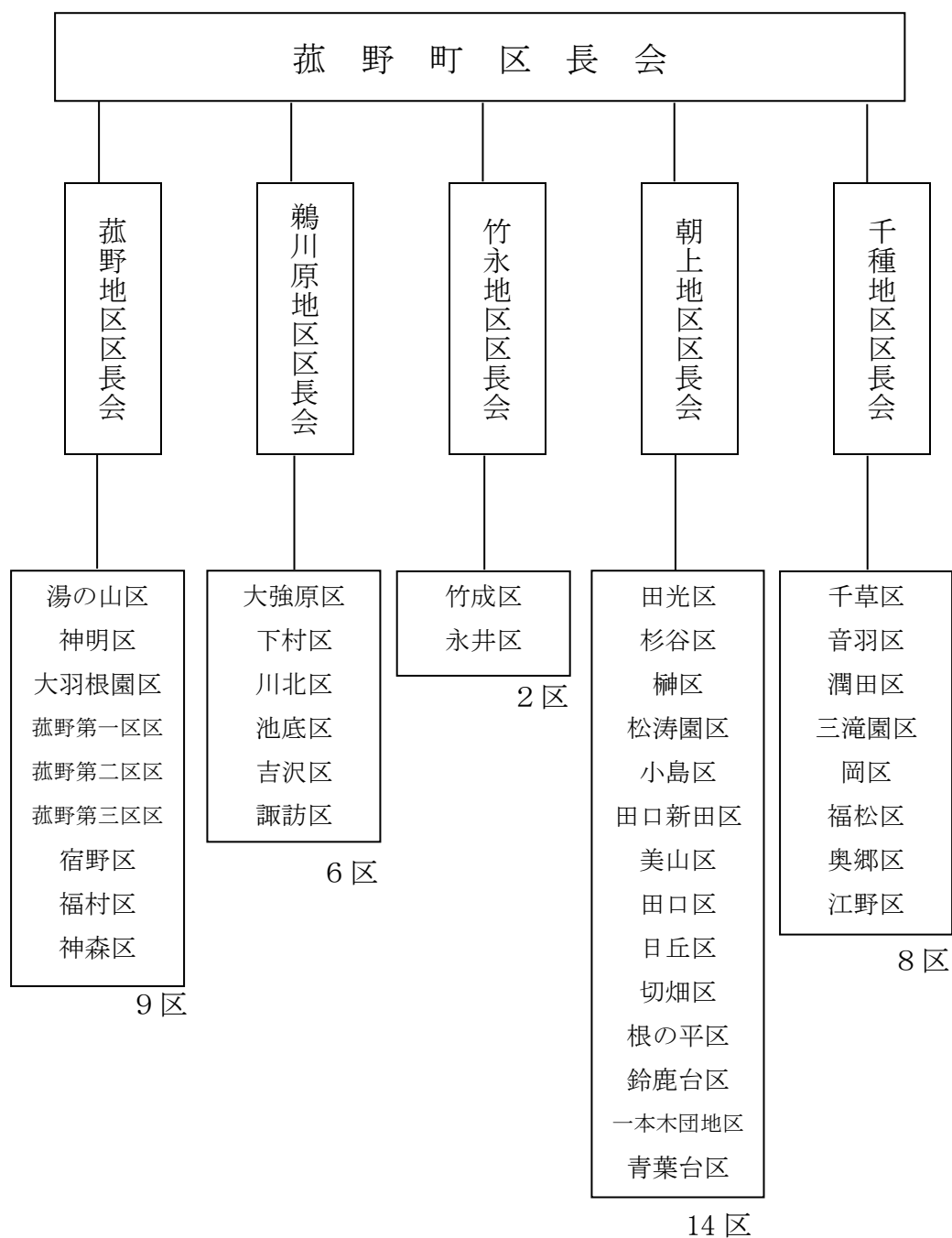
1. はじめに

菰野町には 39 の区があり、生活に最も身近なコミュニティ組織として、それぞれの区の特性を活かした、防災、防犯、福祉、環境などの多様な活動や生涯学習を基盤とした活動など、様々な自治活動を行っています。

しかし、近年は、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化、役員のなり手不足など、区の運営の中で頭を悩ませることも増えてきたのではないのでしょうか。また、区の役員として初めて関わったときは、分からないことも多いことでしょう。そこで、皆様の区活動のお役に立てるよう、菰野町の相談窓口や補助金などをまとめた「区活動マニュアル」を作成しました。

2. 区長会について

菰野町区長会は、各地区及び各区における自治活動について意見交換を行い、町政への協力と民意の反映に努め、町民の福利増進と町政の発展に寄与するために活動しています。また、各地区においては地区区長会が結成されており、より身近な意見交換の場となっています。



3. 災害時の活動について

災害時には、隣近所や地域の人々が互いに助け合いながら、自発的に活動することがとても大切です。災害規模が大きくなればなるほど、町行政をはじめとした公助の手が行き届かなくなることから、支援を受けられなくとも自立した災害対応ができるよう、平時から地域防災力の向上に取り組みましょう。

(1) 災害時の緊急避難所開設基準について

地震、大雨、台風などによる災害時には、各区や自治会が管理する公会所などの緊急避難所を開設していただく必要があります。

各区においては、あらかじめ緊急避難所開設の担当者を複数名定めておき、有事に備えておきましょう。

【緊急避難所の開設基準】

- ① 菰野町に震度5強以上の地震が発生したとき。

開設対象緊急避難所：町内すべての緊急避難所

- ② 菰野町災害対策本部が、(警戒レベル3)高齢者等避難、(警戒レベル4)避難指示を発令したとき。

開設対象緊急避難所：当該避難情報を発令した区の緊急避難所

- ③ 自主避難の要請があった場合や、異常現象による災害が発生した場合で、菰野町災害対策本部が開設の要請をしたとき。

開設対象緊急避難所：開設要請を受けた区の緊急避難所

※ここに記載する開設基準は基本事項ですので、区によって独自のルールや基準を定めている場合で、より安全を重視した基準である場合はそちらを準用してください。

例：震度5弱の地震発生で開設、大雨警報発表時に開設など

避難情報の種類	発令基準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	【災害のおそれあり】 災害リスクのある区域等の高齢者等（※）が危険な場所から避難すべき状況
(警戒レベル4) 避難指示	【災害のおそれ高い】 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場面から避難すべき状況
(警戒レベル5) 緊急安全確保	【災害発生又は切迫】 (状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない) 居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況

※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

「要配慮者」・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者などのこと。

「避難行動」・・・災害の危険性が少ない安全な場所へ移動したり、建物内の安全な場所へ待避したりすること。

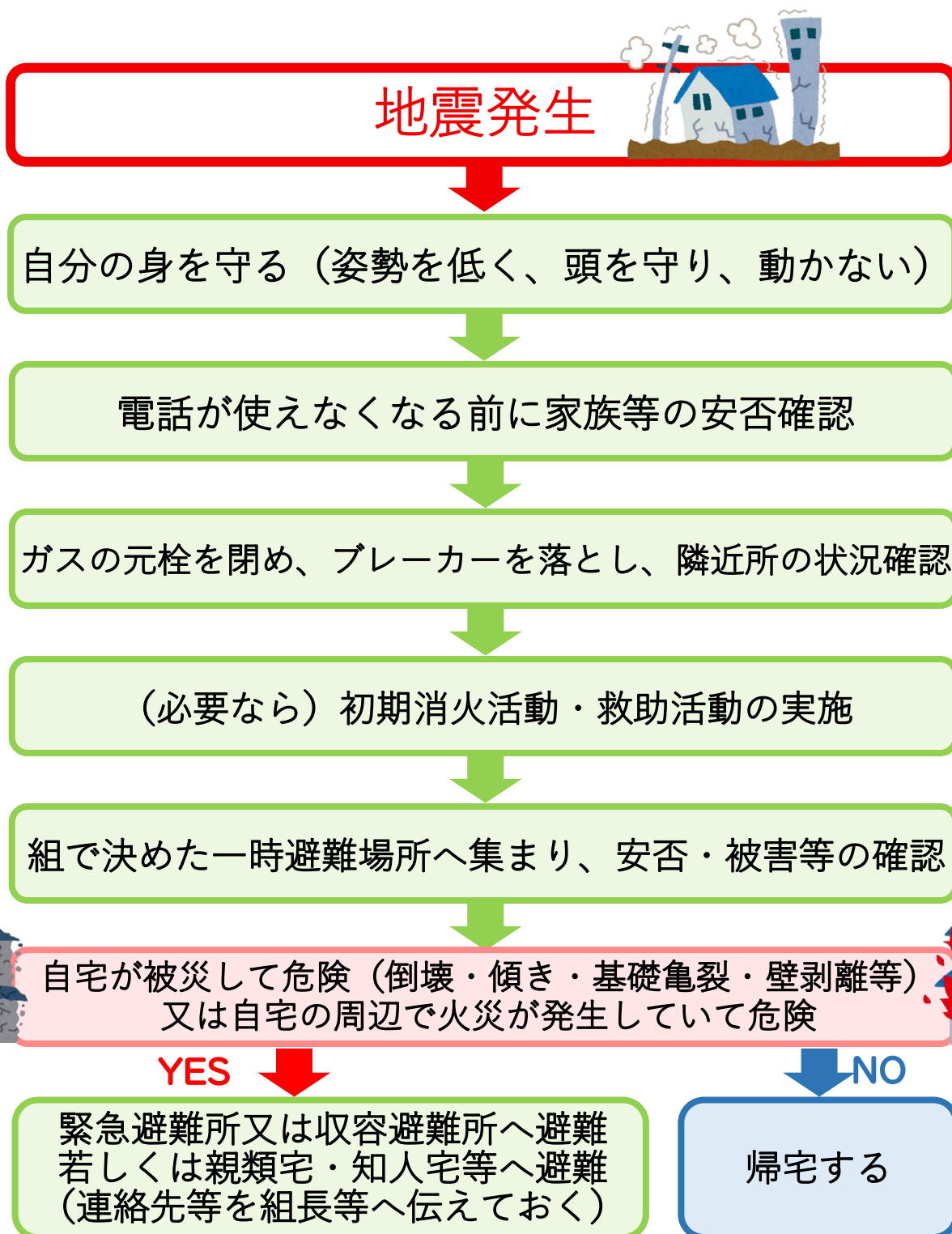
(2) 地震時の避難所開設について

菰野町では、今後30年以内の発生確率が70～80%と言われている南海トラフ地震によって町内全域で震度6弱の揺れが起こり、全壊棟数約500棟、死者約20名、最大避難者7,900名との被害想定が公表されています。

地震発生時の住民の基本行動フローは、次ページのとおりですが、地震による被害状況等によって、臨機応変な対応を余儀なくされることも想定しておく必要があるでしょう。

菰野町は、震度5弱以上の地震発生で直ちに災害対策本部を設置し、震度5強以上の地震発生で全職員を招集の上、収容避難所を開設します。ライフラインが途絶し、発災直後は電話連絡が難しくなりますので、各地区コミュニティセンターとの連絡体制は防災訓練と同様に無線使用を主とします。

○地震発生時の住民の基本行動フロー



○地震時の避難所開設フロー

① 施設確認

緊急避難所に到着したら、施設の安全確認を実施します。建物が明らかに危険な状態の場合は、当該緊急避難所を開設してはいけません。総務課安全安心対策室で「施設安全点検チェックリスト」を配布しておりますので活用してください。

② 開設報告

安全確認後、緊急避難所を開設した場合は、各地区コミュニティセンター（連絡が取れない場合は、災害対策本部 TEL 3 9 1 - 1 1 1 1）へ緊急避難所を開設した旨を報告してください。

③ 緊急避難所運営及び連絡体制

緊急避難所開設後は、区の担当者によって緊急避難所を運営してください。各地区コミュニティセンター（連絡がとれない場合は、災害対策本部）と連絡を取り合い、避難者数や安否不明者の報告など、情報交換を行ってください。（※発災直後は混乱しますので、正確な情報収集や伝達が行えないことを前提とした上で活動してください。）

④ 消火救助活動及び収容避難所への移動

区民からの情報を収集する中で、消火活動や救助活動が必要な場合は、各地区コミュニティセンターへ報告するとともに、共助による活動を実施してください。（※公助は対応できない可能性が非常に高い。）

また、緊急避難所に避難者が収容しきれない場合は、移動可能な方を優先して、最寄りの収容避難所へ移動するよう促してください。

なお、収容避難所の開設連絡については、各地区コミュニティセンターを通じて、各区へ配付している無線機を使用して連絡することを基本とします。

⑤ 緊急避難所の閉鎖

緊急避難所の閉鎖は、原則として避難者が一人もいなくなった場合とします。なお、避難者は、順次収容避難所に集約していく方針ですが、避難者の意向や被害状況などによっては、緊急避難所を長期間使用することも想定されます。収容避難所への集約や緊急避難所の閉鎖については、時期や状況に応じて菰野町災害対策本部と区長とで協議を行いながら進めます。

(3) 風水害時の避難所開設について

菰野町は、土砂災害によって人命に被害を及ぼすとして指定された土砂災害(特別)警戒区域が480か所あります。町内山間部の地質の多くは、もろく崩れやすい花こう岩を主として形成されていますが、これは、平成30年7月豪雨で大きな被害を受けた広島県と同様の地質です。

洪水については、浸水想定区域はあるものの、河川の流域面積が比較的小さく町の地形が全域的に急勾配であるため、広範囲が長期間浸水し続けるということは起こりにくいと言えます。

○風水害時の避難所開設フロー

菰野町は、暴風、暴風雪、大雨、洪水又は大雪警報の発表で直ちに災害対策本部を設置します。

また、町内の降雨量や予測雨量などから土砂災害や洪水の危険を判断し、避難情報を発令します。

① 施設確認

緊急避難所に到着したら、施設の安全確認を実施します。施設が浸水していたり、施設までの経路が浸水したりしている場合は、当該緊急避難所を開設してはいけません。

② 開設報告

安全確認後、緊急避難所を開設した場合は、災害対策本部(TEL 3 9 1 - 1 1 1 1)へ報告してください。

③ 緊急避難所運営及び連絡体制

緊急避難所開設後は、区の担当者によって緊急避難所を運営してください。災害対策本部と連絡を取り合い避難者数の報告など、情報交換を行ってください。

④ 緊急避難所の閉鎖

緊急避難所の閉鎖は、原則として災害対策本部が避難情報を解除し、避難者が一人もいなくなった場合とします。緊急避難所を閉鎖する場合は、必ず災害対策本部へ報告してください。

4. 区と行政との協働について

(1) 戸数の報告について

各区の補助金額及び自治会活動保険の費用算出のため、毎年4月1日時点での戸数及び組数の報告をお願いいたします。また、各区への回覧枚数及び配付枚数の報告も併せてお願いいたします。

なお、戸数や配付数などに変更が生じた場合は、総務課安全安心対策室までご連絡ください。

(2) 各区からの要望書の提出について

例年、8～9月頃に、防災資機材整備事業や交通安全施設要望、防犯灯の新設等についての要望を取りまとめております。提出内容及び実施主体は以下のとおりです。

内 容	実施主体
防災資機材整備事業補助金 広報板設置事業補助金 防犯灯の新設	総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)
<u>規制を伴う</u> 道路標示の新設及び修繕 例) 信号機、止まれ、横断歩道、中央線（黄色）制限速度、進入禁止等	四日市西警察署 <u>(提出先：総務課安全安心対策室)</u>
道路の改良、道路の舗装、道路の補修、 集落排水路（農業用排水路を除く）	(町道) 都市整備課 (TEL 3 9 1 - 1 1 3 8) (国道・県道)
カーブミラーの設置、修繕、ガードレール、 ガードパイプ等防護柵の設置	三重県四日市建設事務所 <u>(提出先：都市整備課)</u>
農業用排水路	観光産業課 (TEL 3 9 1 - 1 1 4 4)
地区公園整備事業補助金	都市整備課まちづくり推進室 (TEL 3 9 1 - 1 1 4 1)
公民館支館整備補助金	コミュニティ振興課 (TEL 3 9 1 - 1 1 6 0)

なお、どの課が担当か不明な場合は、お気軽に総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2) までお問合せください。

(3) 各区又は各地区からの各種委員等の推薦について

以下の委員等については、任期満了が近い時期に各区又は各地区に推薦をお願いすることがありますので、ご注意ください。なお、以下の委員等に記載がない場合にも推薦をお願いすることがございます。

【各区への推薦依頼】

委員等の名称	任期	再任の可否	他の委員等との兼務	推薦人数
菰野町 地区防災リーダー	2023年4月1日～ 2025年3月31日 (2年間)	可	可	2人以上
菰野町青少年育成 町民会議代議員	2023年4月1日～ 2025年3月31日 (2年間)	可	可	1人
農業委員・農地利用 最適化推進委員	2023年7月20日～ 2026年7月19日 (3年間)	可	可	区により異なる
民生委員・児童委員	2022年12月1日～ 2025年11月30日 (3年間)	可	可 (議会の議員、常勤 の公務員でない方)	区により異なる

【各地区への推薦依頼】

委員等の名称	任期	再任の可否	他の委員等との兼務	推薦人数
町政モニター	2024年4月1日～ 2025年3月31日 (1年間)	不可	可	地区により異なる
菰野町明るい選挙 推進協議会委員	2023年11月1日～ 2025年10月31日 (2年間)	可	可	3人
地区公民館長	2023年4月1日～ 2025年3月31日 (2年間)	可	可	1人
菰野町少年補導員	2023年4月1日～ 2025年3月31日 (2年間)	可	可	地区により異なる
スポーツ推進委員	2024年4月1日～ 2026年3月31日 (2年間)	可	可	3人

(4) 区の活動に対する保険について

菰野町区長会では、自治会活動保険に加入しております。自治会活動保険では、区活動中における各区施設の欠陥や活動などによって生じた対人・対物事故による損害、活動に伴う住民のケガ、費用損害などを補償します。詳しくは、区長会事務局（総務課安全安心対策室 TEL 3 9 1 - 1 1 0 2）までお問合せください。

(5) 官民境界の立会いについて

個人地と町有地又は町管理地（道路・水路）との境界立会いに、地元代表者として参加いただいております。基本的に境界確認は町職員が行いますが、土地の経緯等について、地元代表者としてのご意見をお聞かせください。詳しくは、都市整備課（TEL 3 9 1 - 1 1 1 0）までお問合せください。

(6) 区活動と政治的行為（選挙等）について

区における政治的行為などが「公職選挙法」又は「地方自治法」の禁止行為にあたらないように注意をお願いします。区による政治的行為の制限については「公職選挙法」上、明文化されたものではありませんが、「地方自治法」の規定により認可を受け「地縁団体」となった区においては、同法第 260 条の 2 第 9 項において、「認可地縁団体は特定の政党のために利用してはならない」と定められており、政治的行為が制限されています。詳しくは選挙管理委員会（TEL 3 9 1 - 1 1 0 1）までお問合せください。

(7) 区の法人化について

区で所有し、管理する資産（集会所等の土地や建物）がある場合、役員など個人の所有名義になっていると、いろいろと支障が出る場合があります。それを防ぐために、区が一定の手続きの下に法人格を取得できるよう、地方自治法（第 260 条の 2）に規定されています。詳しくは、総務課（TEL 3 9 1 - 1 1 0 0）までご相談ください。

(8) 住民通報システムについて

スマートフォン等から、インターネットを通じて、町民のみなさんが見つけた、道路の舗装や側溝の破損個所などを通報できるシステム「すぐレポ」を提供しています。詳しくは、企画情報課（3 9 1 - 1 1 0 5）までお問合せください。



(9) 動物の死骸等を発見した場合の連絡先について

道路等で動物の死骸を発見された場合は、下記担当までご連絡ください。

発見場所	担当
国道、県道	三重県四日市建設事務所 保全課 (TEL 3 5 2 - 0 6 7 1)
町道	都市整備課 (TEL 3 9 1 - 1 1 3 8)
農地、林道	観光産業課 (TEL 3 9 1 - 1 1 4 4)
宅地内	土地の所有者等にて処理をお願いします。 斎場で火葬される場合は、環境課又は各地区コミュニティセンターに斎場使用許可申請を行ってください。その後、斎場へお持込ください。 (使用料は無料となります。) ※斎場への搬入が困難な場合は環境課にご相談ください。 環境課 (TEL 3 9 1 - 1 1 5 0)

※ 土日、祝日等の場合は、休日受付窓口 (TEL 3 9 1 - 1 1 1 2) までご連絡ください。

(10) 野良猫を増やさない対策について

野良猫をめぐるトラブルが増えています。そこで三重県では野良猫を増やさないように地域のTNR活動を支援しています。TNR活動とは地域の野良猫を捕獲し、避妊や去勢の手術後、元の場所に戻すことで、野良猫を増やさずに一代限りの命を見守る活動のことです。詳しくは環境課 (TEL 3 9 1 - 1 1 5 0) までお問合せください。

(11) ごみ集積所について

ごみ集積所の新設、場所の変更、撤去を行う場合は、環境課 (TEL 3 9 1 - 1 1 5 0) まで事前にご相談ください。

(12) 墓地について

区で管理している墓地について、区画の拡張など変更を行う場合については環境課 (TEL 3 9 1 - 1 1 5 0) までご相談ください。

また、墓地に入っている遺骨の分骨、遺骨を他の墓地に移したいなどの相談を受けた場合には、環境課に相談していただくようご案内ください。

5. 区やその他団体への補助金について

区や地区区長会に対しては、以下のような補助金があります。ご相談やお問合せは、各担当課までご連絡ください。

(1) 行政事務補助金

【担当】総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)

毎年4月1日時点の各区の組数及び戸数を報告いただき、その組数及び戸数に応じて以下の金額を5月、11月の2回に分けて各区に交付します。

補助金額 (年額)	区代表 事務相当額	(15,500円 + 当該区の4月1日現在の戸数 × 110円) × 12
	区その他 事務相当額	(8,000円 (ただし、500戸以上については、16,000円) + 当該区の4月1日現在の戸数 × 105円) × 12
	組関係 事務相当額	当該区の4月1日現在の組数 × 1,100円

(2) 菰野町地区行事等運営交付金

【担当】総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)

区の自主的、主体的な地域づくりを支援するための交付金であり、毎年4月1日時点の戸数に応じて、以下の金額を交付します。

補助金額 (年額)	50,000円 + 1,500円 × 4月1日現在の戸数
--------------	------------------------------

また、自警団を有する区に関しては、さらに以下の金額を交付します。

補助金額 (年額)	13,000円 + 450円 × 自警団員の人数
--------------	--------------------------

(3) 自主防災組織防災資機材整備事業補助金

【担当】総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)

各区における自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の行う防災資機材等の整備事業に対して補助します。

補助金額 (年額)	防災資機材等の整備事業の 1 / 2 (1,000 円未満切捨て、上限 60 万円)
--------------	---

なお、対象となる防災資機材の一例は以下のとおりです。

防災資機材等		品目
防 災 資 機 材	消火用	可搬式消防ポンプ (点検費及び修理費を含む。)、鳶口
	救出救護用	発電機、投光器、チェーンソー、油圧ジャッキ、梯子、つるはし、パール、なた、鳶口、強カライト、のこぎり、拡声器、メガホン、担架、救急医療セット、救急医療情報キット、AED など
	水防用	砂、土のう袋、杭、かけや、スコップ、ロープ、ブルーシートなど
	避難所用	発電機、投光器、テント、炊き出し用品、ポリタンク、簡易組立トイレ、備蓄食料、毛布、リヤカーなど
	その他	防災に関連する法被、半纏、ヘルメット、帽子、ベルト、防寒着、雨カップ、長靴、安全ベスト、信号灯など
ホース乾燥塔、火の見やぐら、ポンプ車庫、防災資機材庫、備蓄倉庫	ホース乾燥塔、火の見やぐら、ポンプ車庫、防災資機材庫、備蓄倉庫など (新設は 30 万、補修は 15 万、塗装・解体は 7 万円を上限とする。)	
公共施設用消火器	加圧式粉末消火器 (詰め替え費を含む。)、消火器格納箱など	
消火栓使用器具	ホース格納箱、消防用ホース、筒先、消火栓バルブキー、消火栓所在明示板 (塗装費を含む。) など	

また、消火栓使用器具の盗難被害にあった場合には、四日市西警察署へ被害届を提出し、盗難被害証明書等の書類を添付することで、対象資機材の整備事業に対して補助します。

補助金額 (年額)	対象資機材にかかる整備事業費の 75/100
--------------	------------------------

(4) 広報板設置事業補助金

【担当】総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)

各区が管理する広報板を設置する際の費用を補助します。

補助金額 (年額)	設置に係る事業費の2/3 (上限10万円)
--------------	-----------------------

(5) 防犯パトロール (青色回転灯) 活動事業助成金

【担当】総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)

街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、三重県警察本部から証明を受け、青色回転灯を用いた防犯パトロール活動事業を実施している団体に対して助成します。

補助金額 (年額)	①通算3回まで 活動に係る費用の1/2 (上限10万円)
	②通算3回を超える 活動に係る費用の1/2 (上限5万円)

(6) 自主防災活動事業補助金

【担当】総務課安全安心対策室 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 2)

各地区における婦人消防隊の活動に対して以下の金額を助成します。

補助金額 (年額)	2,700円×組織数+450円×人員数
--------------	---------------------

(7) 公民館支館整備補助金

【担当】コミュニティ振興課 (TEL 3 9 1 - 1 1 6 0)

公民館の支館 (公会所等) の整備に要する経費に対して以下の金額を補助します。①と②は併用可です。なお、国、県その他地方公共団体から補助金等を受けている場合は、当該補助金の対象外ですのでご注意ください。

補助金額 (年額)	① 支館の新築及び増改築をした場合 補助認定事業経費が1,000万円以上 (1施設) につき200万円を限度に交付
	② 支館の補修及び改修又は備品等必要な用具を購入した場合 補助認定事業経費が100万円以上 (1施設) につき20万円を限度に交付

(8) 菰野町運動広場整備事業補助金

【担当】コミュニティ振興課 (TEL 3 9 1 - 1 1 6 0)

住民の健康を増進し、スポーツを通じて相互の親睦を図るために、区が新しく建設する運動広場の整備事業に対して以下の金額を補助します。なお、①と②はそれぞれ1回限りとし、維持費の補助はありません。

補助金額 (年額)	① 小型運動広場 補助認定事業経費の1/5以内、限度額 20 万円
	② その他の運動広場 補助認定事業経費の1/5以内、限度額 40 万円

(9) 菰野町地区公園整備事業補助金

【担当】都市整備課まちづくり推進室 (TEL 3 9 1 - 1 1 4 1)

地区の憩いの場、健康増進の場及び児童の健全な遊び場として公園を活用するため、区が管理する公園の遊具等の施設を新しく設置（補助対象施設は指定あり）する場合や、新たな公園を設置（補助対象施設、面積要件等あり）する場合、区に対して補助対象事業に要する費用の一部を予算の範囲内で助成します。なお、補助金の交付は、同一区にあつては当該年度1回とし、補助金の交付を受けた翌年度は原則として交付対象とはなりません。

補助金額 (年額)	費用の1/2以内（上限 200 万円）
--------------	---------------------

(10) 菰野町地区公園遊具修繕費補助金

【担当】都市整備課工務係 (TEL 3 9 1 - 1 1 3 8)

地区公園の遊具等について、町が実施する保守点検で補修が必要と判定し、区が修繕を実施する場合、修繕に要する費用を予算の範囲内で補助金として助成します。

補助金額 (年額)	費用の1/2以内（上限 10 万円）
--------------	--------------------

(11) 菰野町道路除草作業等報奨金

【担当】都市整備課工務係 (TEL 3 9 1 - 1 1 3 8)

町道又は菰野町が管理する法定外道路において、区が6月1日から9月30日の期間に行う除草作業及び交通の支障となる樹木の伐採に対し交付します。なお、交付は同一年度内において1回限りとします。

補助金額 (年額)	100m当たり 2,000 円（100m未満切捨て、上限 2 万円）
--------------	------------------------------------

(12) ごみ集積所及び資源物回収場所設置整備補助金

【担当】環境課 (TEL 3 9 1 - 1 1 5 0)

区が管理するごみ集積所および資源物回収場所設置の整備に要する経費に対して補助します。

補助金額 (年額)	① ごみ集積所 補助認定事業経費の1/2以内 (上限5万円)
	② 資源物回収所 補助認定事業経費の1/2以内 (上限10万円)

(13) 墓地整備補助金

【担当】環境課 (TEL 3 9 1 - 1 1 5 0)

墓地の整備及び付帯施設の整備 (事業費総額 50 万円以上) に係る、補助認定事業経費を補助します。なお、補助金の交付は、同一区にあっては当該年度1回とし、該当箇所は一箇所までとなります。また、継続して事業をする場合は連続3年を限度とします。

補助金額 (年額)	補助認定事業経費の1/10以内 (1,000円未満切捨て、上限10万円)
--------------	---

(14) 菰野町有害鳥獣対策施設等設置補助金

(地域ぐるみ有害鳥獣侵入防止施設設置事業補助金)

【担当】観光産業課農林振興係 (TEL 3 9 1 - 1 1 4 4)

有害鳥獣による農作物被害を、広範囲で防止するために地域ぐるみで電気柵や金網フェンス等の有害鳥獣侵入防止施設を設置するために要する原材料費を補助します。ただし、補助の条件として、地域において「獣害対策研修会」、「集落環境診断」及び「侵入防止施設販売メーカーによる設置講習会」を実施し、報告書を提出すること、また、設置については自主施工とし、設置完了後に作業日誌及び設置前、設置後の写真を提出することが必要となります。

なお、同一箇所において過去5年間にこの事業による補助金の交付を受けていないものとし、申請者は同一年度内において1回限り申請できるものとします。

補助金額 (年額)	原材料費の全額 (ただし、予算の範囲内)
--------------	----------------------

(15) 菰野町みえ森と緑の県民税補助金

【担当】 観光産業課農林振興係 (TEL 3 9 1 - 1 1 4 4)

菰野町内において、病虫害による倒木のおそれがある樹木の伐採等により、住民の生命や財産を守ることを目的とし、病虫害被害木（国道、県道及び町道から20m以内のものに限る）の伐採、搬出、処分に係る経費を補助します。

補助金額 (年額)	経費の1/2（補助条件1本当たり上限10万円）
--------------	-------------------------

(16) 全国自治宝くじ社会貢献広報事業（コミュニティ助成事業）

【担当】 企画情報課 (TEL 3 9 1 - 1 1 0 5)

全国自治宝くじ社会貢献広報事業（コミュニティ助成事業）とは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行うものです。例年8月～9月頃に次年度事業の募集があり、交付要綱などの詳細が財団のホームページに掲載されますので、ご確認ください。

なお、この助成制度は、町が実施するものではありません。

また、申請した団体が必ず補助を受けられるとは限りません。

6. 相談窓口一覧

【選挙・情報公開・認可地縁団体】

◎選挙事務（選挙管理委員会）

【総務課】 TEL 391-1101 FAX 394-3199

◎情報公開、認可地縁団体手続き（印鑑登録は住民課 戸籍住民登録係）

【総務課】 TEL 391-1100 FAX 394-3199

【安全安心】

◎区長会、防犯、防災、交通安全、地域公共交通

【総務課安全安心対策室】 TEL 391-1102 FAX 394-3199

【観光】

◎観光案内

【一般社団法人菟野町観光協会】 TEL 394-0050 FAX 394-0779

【観光産業課観光商工推進室】 TEL 391-1129 FAX 391-1193

◎ふるさと納税

【観光産業課観光商工推進室】 TEL 391-1129 FAX 391-1193

【企画・広報】

◎総合計画、男女共同参画、各種統計、広報こもの・おしらせ版発行、住民通報システム

【企画情報課】 TEL 391-1105 FAX 391-1188

【火災・救急】

◎消防車・救急車の要請

TEL 119

◎災害発生及びその確認（消防テレフォンガイド）

TEL 393-1919

◎火災と紛らわしい行為の届出、道路工事届、各種訓練の申込み

【消防署】 TEL 394-3239 FAX 394-5766

◎火災予防、危険物許認可、住宅用火災警報器、露店等開設届出

【消防本部予防課】 TEL 394-3238 FAX 394-5766

◎消防団

【消防本部消防総務課】 TEL 394-3211 FAX 394-5766

【税金等の支払窓口】

◎公金の収納、口座振替手続、各種支払の問合せ

【会計課】 TEL 391-1130 FAX 391-1191

【税金】

◎所得証明、評価証明、納税証明、課税証明、税の問合せ、原動機付自転車の標識の交付

【税務課庶務収税係】 TEL 391-1115 FAX 391-1191

【税務課固定資産税係】 TEL 391-1116 FAX 391-1191

【税務課町民税係】 TEL 391-1117 FAX 391-1191

【戸籍・住民登録・印鑑登録】

◎出生、死亡、婚姻などの戸籍届、転入、転出、転居などの住民異動届、

印鑑登録証明、戸籍謄本・抄本等発行、年金受給者現況証明

【住民課戸籍住民登録係】 TEL 391-1120 FAX 394-3423

【保険・年金】

◎国民健康保険(取得、喪失、高額療養費等)、後期高齢者医療(各種申請の受付等)

◎国民年金(取得、喪失、受給等)

【住民課保険年金係】 TEL 391-1121 FAX 394-3423

【子ども】

◎母子手帳、乳幼児、子どもの健診、児童手当申請、保育園、幼稚園

【子ども家庭課】 TEL 391-1124 FAX 394-3423

【保健・福祉】

◎障害者医療費の助成

【住民課保険年金係】 TEL 391-1121 FAX 394-3423

◎障がい福祉サービス、身体障害者手帳等の交付通知など

【健康福祉課社会福祉係】 TEL 391-1123 FAX 394-3423

◎高齢者福祉サービス、介護保険など

【健康福祉課介護高齢福祉係】 TEL 391-1125 FAX 394-3423

◎がん検診、高齢者の予防接種、日赤募金など

【健康福祉課健康づくり係】 TEL 391-1126 FAX 394-3423

◎ヘルパー相談、入浴、介護サービスなど

【社会福祉法人菰野町社会福祉協議会】 TEL 394-1294 FAX 394-3422

◎心配ごと・人権相談など

【ふれあい相談センター】 TEL 394-5294 FAX 394-3422

【ごみ・し尿】

◎廃棄物（ごみ）収集、可燃物、資源物の搬入

【清掃センター】 TEL 396-0606 FAX 399-0606

◎し尿くみとり受付、料金問合せ

【環境課】 TEL 391-1151 FAX 391-1151

◎不燃物の搬入・処理、資源物の搬入

【不燃物処理場】 TEL 394-3007 FAX 394-3007

【環境】

◎合併処理浄化槽の設置・管理・補助、野犬・狂犬病予防、雑草の駆除、
公害苦情相談、斎場使用許可

【環境課】 TEL 391-1150 FAX 391-1193

【上下水道】

◎上下水道に関すること

水道の開栓・閉栓手続、水道料金・下水道使用料納付、水道の漏水等問合せ、
水道の新設・増設相談、上下水道施設の管理、公共汚水桝の設置申請受付

【上下水道課】 TEL 391-1132 FAX 391-1198

【産業、商工業】

◎農地の売買・賃借・転用・転作等の手続、営農・畜産相談

【観光産業課】 TEL 391-1144 FAX 391-1193

◎工場等の立地誘導、消費生活相談

【観光産業課観光商工推進室】 TEL 391-1129 FAX 391-1193

【道路・河川】

◎町道の道路舗装・交通安全施設、町河川・橋の管理、町営住宅

【都市整備課】 TEL 391-1138 FAX 391-1192

◎町有地境界立会、町有地との境界の相談

【都市整備課用地管理係】 TEL 391-1110 FAX 391-1192

◎開発許可申請、建築確認申請

【都市整備課まちづくり推進室】 TEL 391-1141 FAX 391-1192

【議会】

◎本会議、委員会の議事、請願・陳情、傍聴受付、議事録閲覧

【議会事務局】 TEL 391-1170 FAX 391-1197

7. 関係施設等連絡先一覧

【役場本庁】

	所在地	TEL	FAX
役場本庁代表	大字潤田 1250 番地	391-1111	391-1188
(休日・夜間)		391-1112	—
議会事務局		391-1170	391-1197
企画情報課		391-1105	391-1188
企画情報課 政策推進室			
総務課		391-1100	394-3199
総務課 安全安心対策室		391-1102	
財務課		391-1109	
財務課 営繕管理室		391-1115	391-1191
税務課			
住民課		391-1120	394-3423
健康福祉課		391-1123	
子ども家庭課		391-1124	
子ども家庭課 子ども家庭センター室			
会計課		391-1130	—
コミュニティ振興課		391-1160	328-5995
コミュニティ振興課 総合窓口推進室		391-1210	
都市整備課		391-1138	391-1192
都市整備課 まちづくり推進室		391-1141	
観光産業課		391-1144	391-1193
観光産業課 観光商工推進室		391-1129	
環境課	391-1150		
上下水道課	391-1132	391-1198	
教育課	391-1155	391-1195	
教育課 教育推進室	325-6143		

【コミュニティセンター】

	所在地	TEL	FAX
菰野地区コミュニティセンター	大字菰野 1418 番地	394-5333	391-2032
鵜川原地区コミュニティセンター	大字下村 1840 番地	393-2072	391-2036
竹永地区コミュニティセンター	大字竹成 4436 番地	396-0002	399-2082
朝上地区コミュニティセンター	大字田光 4291 番地	396-0001	399-2080
千種地区コミュニティセンター	大字千草 3851 番地	393-2052	391-2034

【公立認定こども園・保育園・幼稚園・学校】

	所在地	TEL	FAX
菰野こども園	大字菰野 2098 番地	393-2135	
菰野西こども園	大字菰野 8870 番地	394-0884	
菰野幼稚園・菰野東保育園	大字菰野 1485 番地	393-1179	
鵜川原幼稚園・保育園	大字大強原 829 番地 1	393-2405	
竹永幼稚園・保育園	大字永井 59 番地	396-0527	
朝上幼稚園・保育園	大字田光 3306 番地 2	396-0114	
千種幼稚園・保育園	大字音羽 2240 番地	393-2406	
菰野小学校	大字菰野 1490 番地	393-2006	393-2008
鵜川原小学校	大字大強原 913 番地	393-2118	393-2126
竹永小学校	大字竹成 2593 番地 5	396-0009	396-3747
朝上小学校	大字田光 66 番地	396-0004	396-0072
千種小学校	大字千草 3861 番地	394-2590	394-5875
菰野中学校	大字菰野 1192 番地	393-2122	393-2179
八風中学校	大字田光 3808 番地 18	396-0012	396-0024
菰野高校	大字福村 870 番地	393-1131	393-1130

【私立認定こども園・保育園】

	所在地	TEL	FAX
聖マリアこども園	大字宿野 1433 番地	394-0080	325-7779
森の風こども園	大字千草 1622 番地	393-4782	327-5565
たいりん保育園	大字神森 839 番地	394-0155	—

【子育て・福祉施設】

	所在地	TEL	FAX
保健福祉センターけやき (社会福祉法人菰野町社会福祉協議会)	大字潤田 1281 番地	391-2211	394-3422
(けやき内) 子育て支援センター		391-2214	—
北部子育て支援センター	大字田光 4293 番地	396-0707	—
わかば作業所	大字菰野 1227 番地 1	394-3421	394-3426
みずほ寮	大字菰野 5833 番地	394-1121	394-5868

【その他（町内施設等）】

	所在地	TEL	FAX
菰野町消防本部 消防総務課	大字潤田 4418 番地	394-3211	394-5766
菰野町消防本部 予防課		394-3238	
菰野町消防署		394-3239	
救急医療情報センター	-	059-229-1199	-
消防テレホンガイド	-	393-1919	-
菰野町図書館	大字潤田 1250 番地	391-1400	394-4433
菰野町斎場	大字潤田 1616 番地 27	394-2540	
不燃物処理場	大字菰野 8346 番地 1	394-3007	
清掃センター	大字永井 3089 番地 11	396-0606	
一般社団法人 菰野町観光協会	大字菰野 2256 番地	394-0050	394-0779
道の駅 菰野ふるさと館		394-0116	394-0779
湯の山温泉協会	大字菰野 8519 番地 1	392-2115	392-2117
農村環境改善センター（農村センター） ／ことぶき人材センター	大字潤田 4418 番地	394-3444	394-5172
菰野町町民センター	大字福村 871 番地 2	394-1502	394-1517
菰野町体育センター	大字福村 871 番地 3	394-3115	
大羽根運動公園管理棟	大羽根園並木通り 4 番地	394-0756	
菰野町 B & G 海洋センター	大字菰野 4775 番地 1	394-3177	
四日市西警察署	大字大強原 3241 番地	394-0110	-
J A 三重厚生連 三重北医療センター 菰野厚生病院	大字福村 75 番地	393-1212	394-2679
三重県民の森	大字千草 7181 番地 3	394-2350	394-2440

【その他（町外施設等）】

	所在地	TEL	FAX
四日市建設事務所	四日市市新正 4-21-5	352-0660	352-0666
四日市地域防災総合事務所		352-0552	352-0553
四日市税務署	四日市市西浦 2-2-8	352-3141	-
津地方法務局 四日市支局	四日市市三栄町 4-21	353-4365	-
桑名保健所	桑名市中央町 5-71	0594-24-3621	0594-24-3692

8. 菰野町区長会規約

第1条 本会は菰野町区長会と称し、事務所を菰野町役場総務課に置く。

第2条 本会は各地区ならびに各区における自治活動について連絡協議し、町政への協力と民意の反映につとめ、町民の福利増進と町政の発展に寄与するをもって目的とする。

第3条 本会は各区長をもって組織する。

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事項について連絡協議する。

- (1) 各地区ならびに各区の連絡と振興に関すること。
- (2) 各地区ならびに各区の町政への協力に関すること。
- (3) 民意の把握と反映に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
総 代	5名
監 事	2名

第6条 役員は、菰野地区、鶺川原地区、竹永地区、朝上地区及び千種地区の各地区区長会が年度末までに次期の役員各2名を選任する。

2 会長、副会長、総代及び監事は、前項の規定により選任された役員において年度末までに決定し、翌年度に開催される総会にて報告する。

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、直ちに補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会長は本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 総代は本会の目的達成に必要な企画運営その他主要事項をつかさどる。

4 監事は本会の会計を監査する。

第9条 本会の会議は総会および役員会の二種とする。総会は毎年1回定期（4月）に開催し、会長がこれを招集する。ただし、必要あるときは、臨時総会を開催する。

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

第10条 本会の経費は、町補助金およびその他の収入をもってあてる。

第11条 本会の年度は、4月1日から3月31日までとする。

第12条 本会に次のとおり書記を置くものとし、会長が委嘱する。

書記長 1名

書記 1名

書記は会長の指揮をうけ、連絡調査と事務処理に従事する。

附 則

この規約は、昭和38年5月17日から施行する。

9. 区の認定と区長を設置する規則(昭和 56 年 4 月 27 日規則第 6 号)

(設置)

第 1 条 この規則は、町行政に関する事項の徹底と、能率化を図り、住民の公平なる福祉を期するため、区を認定し、これに区長を設置するものとする。

(認定区)

第 2 条 別に定める菰野町「区」認定要綱による認定区は、次の39区とする。

湯の山、神明、大羽根園、菰野第一区、菰野第二区、菰野第三区、宿野、福村、神森、竹成、永井、大強原、下村、川北、池底、吉沢、諏訪、千草、音羽、潤田、三滝園、岡、福松、奥郷、江野、田光、杉谷、榊、小島、田口新田、田口、切畑、根の平、一本木団地、青葉台、松涛園、美山、日丘、鈴鹿台

(区長の選任)

第 3 条 区長は、その区の定めるところにより、選任されたものとする。

(区長の業務)

第 4 条 区長は、その区の健全な発展と、住民福祉に関すること、及び町政への協力と民意の反映に努めるものとする。

(補助金)

第 5 条 町長は、別表の定める基準により行政補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項で算出する年額の 1 / 2 の額を、5 月及び11月に第 2 条の規定する区に支払うものとする。

3 前 2 項の行政補助金の請求は、任意の請求書を別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(旅費等)

第 6 条 区長の旅費、費用弁償の支給は、菰野町各委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）第 2 条に準用する。

(災害補償)

第 7 条 区に属する者の町から依頼した用務に従事中の災害に対しては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第32号）の規定に準じて見舞金を支給するものとする。